

適正な価格の表示に戻す際の留意事項

消費税に係る諸々の煩わしさが国民にのしかかっているが、これを霧散させる「[適正な間接消費税込価格表示に戻す](#)」際の留意事項を列記します。

1. 価格の表示には、消費税法第63条に規定する「適正な価格の表示」と総額表示特別措置法第10条に規定する「総額表示」があり、何れの表示にするかは事業者の選択であるが、後者は違法行為でありペナルティが拭えない。
2. 適正な価格の表示は消費税転嫁対策特別措置法が失効して総額表示義務が無効になるときの受け皿と使える表示であり、適正な価格の表示への移行宣言でペナルティ（告発、過去の詐取額返還）を免れる。
3. 適正な価格の表示について
価格の表示を「税抜価格×（1＋消費税率）」にし、領収書の記載事項を「領収金額 ○○○○円（間接消費税△△円込）」のようにする。
4. 販売価格の調整について
適正な価格の表示により事業者として損するのであれば損する分を税抜価格に上乗せして価格調整のうえ商品に間接消費税込値札（料金表）を付ける。適正な価格の表示への移行は仕入先事業者にも及ぶので、仕入先事業者の経営状況を考慮して仕入価格の調整協議が必要になることもある。
5. 適正な価格の表示への移行の啓発について
事業者は店舗ごと、売場ごとなどに適正な価格の表示ができ、謹告書などで「適正な価格の表示」への移行を顧客にお知らせする。
6. 「適正な価格の表示」（外税0価格表示）宣言について
「適正な価格の表示」は総額表示義務が無効になったときの受け皿になる表示で「外税0価格表示」宣言している組織に納入・契約するのは「外税0価格表示」宣言事業者である。

令和元年9月16日

ソーシャルデザイン機構NPOセルフデクル

代表 清水 博

滋賀県守山市今市町139-4

適正な間接消費税込価格表示に戻す

まず、消費税の転嫁方式を比較します。

方式	消費税転嫁の演算	転嫁の影響
総額表示	税込価格×(1+消費税率) = 税抜価格×(1+消費税率)×(1+消費税率)	上乗せ消費税あり 消費者に二重負担あり
間接消費税 込価格表示	税抜価格×(1+消費税率)	消費者に二重負担なし 消費税法第63条の表示

総額表示の上乗せ消費税は次の図式に計上できないので上乗せ分は国税にはなりません。一方消費税法の規定により次の図式で納税義務者が消費者負担の間接消費税額を申告・納付するので国税が確保されます。

$$\text{消費税の納付税額} = \frac{\text{課税期間中の課税売上に係る消費税額}}{\text{課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額}}$$

間接消費税込価格表示は、上乗せ消費税(=価格×消費税率)を絡ませずに「税抜価格×(1+消費税率)」の演算で間接消費税を価格に転嫁する適正な消費税法第63条の「価格の表示」です。

政府は、上乗せ消費税を消費者に支払わせる総額表示に関する通知文書を関係機関に発し、総額表示を義務化してきました。これは日本国憲法第30条の条規に反する行為です。

政府が犯した誤りは、消費税の円滑かつ適正な転嫁のためとして消費税法第63条の規定にかかわらず税込価格=「間接消費税込価格×(1+消費税率)」としたことです。

消費税率の2%引上げにあたり政府は前非を悔いて、総額表示特別措置法の失効期日を待たずに同法を無効にし、消費税法第63条に規定する価格の表示である「間接消費税込価格表示=税抜価格×(1+消費税率)」に戻す措置を直ちに講じることを求めます。

内閣総理大臣 安倍晋三殿

消費税率の2%引上げにあたり政府は前非を悔いて、総額表示特別措置法の失効期日を待たずに同法を無効にし、消費税法第63条に規定する価格の表示である「間接消費税込価格表示＝税抜価格×(1+消費税率)」に戻す措置を直ちに講じることを求めます。

令和元年9月14日

ソーシャルデザイン機構NPOセルフデクル

代表理事 清水 博

滋賀県守山市今市町139-4

<http://www.selfdecl.jp/sekken.pdf>

受付年月日:2019/9/14 受付ID:0001658956

宛先府省名: 内閣官房、内閣法制局、内閣府、等関係全府省

電子政府の総合窓口 (<https://www.e-gov.go.jp/>)

参考:

日本国憲法第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

日本国憲法第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

税込み価格に消費税を転嫁するのを総額表示という。

税抜価格に消費税を転嫁するのを適正な価格の表示という。